

桜町中学校いじめ防止対策基本方針 (ダイジェスト版)

《基本姿勢》 (抜粋)

いじめは、人権侵害であり、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよういじめの防止等のための対策を行う。

《未然防止のために》

◎生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- ★ 全職員が本校いじめ防止基本方針を共通理解し、組織として対応する。
- ★ 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動が行われるよう、指導・支援をする。
- ★ 保護者並びに地域住民、その他関係者との連携により、地域で生徒を見守る体制づくりを進める。
- ★ 生徒の少しの変化も見逃さず見守っていくために、校務の効率化をはかり生徒と関わる時間を多くする。

<いじめの定義>

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

《早期発見》

生徒の命を守ることが最優先

《早期対応》

◎感度を上げて、情報を二重、三重にキャッチ!

- 子供から**
- (本人からの相談)
- (周囲の子供からの相談)
- 教師から**
- (学級担任、教科担任、部顧問)
- (日常観察)
- (ノート、ミニプリント)
- (アンケート調査 (6、9、12月))
- (定期的教育相談、チャンス相談)
- (他の教師からの相談)
- 校外の方から**
- (保護者からの相談)
- (地域の方からの通報)

★情報共有★
掴んだ情報は、速やかに学年の教師で共有する。
表に照らし、いじめの疑いのあるもの、いじめ、犯罪行為については、直ちに生徒指導主事、副校長、校長に報告すること。

◎「いじめ防止対策委員会」を中心に組織として対応!

★緊急会議開催★

- ・情報の整理
- ・「いじめ」なのかを判断
- ・対応方針の確認、指示

<会の構成員>

(校長、副校長、主任事務主査、生徒指導主事：司会、
教務主任、学年主任、担任、養護教諭、(SC、SSW))

◎正確・迅速に対応!

Step 1 事実確認、報告

学年教師を中心に、聴き取りを行い、速やかに内容をまとめ、いじめ防止対策委員会に報告。

- (1) 被害者からの聴き取り
 - (2) 周囲からの聴き取り
 - (3) 加害者からの聴き取り
- ・状況把握で事実を固める
- ・事実をもって丁寧に
- ・自白の強要はしない

報告を受けて指導方針を示す

<市教委への報告>

- 市教委へ報告し、指導・助言を仰ぐ。
- ①いじめの事実を一報(電話・口頭)
 - ②指導後に報告書を提出(A4版1枚)
 - ③市教委から指示があれば、顛末報告書を提出

◎どの段階なのかを判断する

レベル	態 様	具体的行動	とらえ
I	【潜在的段階】 ・単発的、被害者と加害者の力関係の未分化 ・特定されない個人と集団や、1対1など ・周囲認識はなし	・けんか ・いじわる ・〇〇ごっこなどの過激な遊び	具体的対応必要 ↑ いじめ ↓ 犯罪
II	【兆候段階】 ・力関係一方向化 ・被害者と加害者が特定されつつあるが、単発的で、短期間 ・周囲認識は半数程度	・無視 ・悪質な悪口 ・嫌がらせ	
III	【一般化段階】 ・被害者と加害者がはっきり特定 ・日常化、集団化、長期化 ・腹痛や不眠などの症状 ・周囲認識は全員	・物隠し ・仲間外れ ・暴力的扱い ・強要	
IV	【無秩序段階】 ・ゲーム化、陰湿・巧妙化 ・歯止めなくエスカレート ・身体症状の深刻化 ・不登校など ・周囲(担任)も容認	・暴行 ・脅迫 ・使い走り(パシリ)	
V	【崩壊段階】 ・暴行など際限なく残忍化 ・無力感、絶望感等の極限状態 ・周囲認識は四層化(被害者)(加害者)(聴衆)(傍観者)	・リンチ ・辱め ・残虐行為	

Step 2 いじめへの指導

- (1) 加害者への指導
形式的謝罪だけにせず、社会性の向上、人格の成長へ
- (2) 集団への指導
いじめは許されない行為
止めさせる、知らせる勇気を持ち、尊重し合う集団へ
- (3) 加害者保護者への対応
事実説明、協力要請、助言
- (4) 被害者、その保護者への対応
事実説明、支援の決意・方針表明
- (5) その他
懲戒の検討、観察、手段の確認 等

重大事態の場合

- (1) 市教委へ直ちに報告
 - ・被害生徒の保護者へ確認した事実、対応を説明
 - ・調査→学校主体 or →市教委主体 (調査委員会設置)
 - ・市長への報告→(附属調査機関設置→議会への報告) (総合教育会議開催)
- (2) 犯罪の場合は警察署、消防署等に通報